

「令和6年度第1回高知県教科用図書選定審議会」

開催日時：令和6年4月19日（金）10：00～12：00

開催場所：高知会館 2階 白鳳の間

出席者：

（委員）

柳林信彦会長、小川真悟副会長、宮崎史和委員、筋野健治委員、中越英二委員、

切詰美穂委員、正岡佳代委員、濱口君代委員、高橋弘江委員、白川景子委員

鎌倉仁委員、竹内清貴委員、黒瀬渡委員、久寿久美子委員、久保良高委員

松尾晋次委員、杉元美栄委員、山中由香委員

※欠席委員：竹内信人委員、仙頭竜太委員

（事務局）

今城純子教育次長、濱川智明教育次長

小中学校課：蛭子課長、井上企画監、伊吹課長補佐、池畠チーフ

松村指導主事、河野指導主事

特別支援教育課：板橋課長、谷澤課長補佐、吉井チーフ、池指導主事

「開会」

1. 開会

会議冒頭に事務局より会議を非公開とする提案があり、承認された。

（非公開とする理由…審議会等の会議の公開に関する指針、3 公開基準（2））

2. 高知県教育委員会 挨拶

3. 委員紹介

4. 教科用図書選定審議会の所掌事務についての説明

教科用図書選定審議会の所掌事務について、事務局からその根拠となる法令の説明を行った。根拠として挙げた法令は以下のとおり。

- ・義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 第10条及び第11条
- ・義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令 第7条及び第8条
- ・高知県教科用図書選定審議会の委員の定数等に関する条例 第1条
- ・高知県教科用図書選定審議会規則 第2条及び第4条

5. 会長・副会長互選

高知県教科用図書選定審議会規則第5条に基づき、本審議会の会長として、高知大学副学長

柳林信彦委員、副会長として、高知市立春野中学校長 小川真悟委員を選出し、承認された。

6. 会長・副会長挨拶

7. 令和 7 年度以降に使用する中学校教科用図書及び学校教育法附則第 9 条の規定による一般図書採択事務についての説明

事務局（小中学校課）より、令和 7 年度以降に使用する中学校教科用図書の採択事務について、以下のとおり説明を行った。

・義務教育諸学校用教科書の採択の仕組み

県教育委員会は選定資料を作成し、それを市町村教育委員会に配付し、適切な助言又は援助を行うこと。また指導、助言、援助を行おうとするときは、あらかじめ選定審議会に意見を聞かなければならないことになっている。さらに高知県教育委員会事務委任規則においては、採択に関する基本方針を決定することになっている。

・教科書及び学校教育法附則第 9 条の規定による一般図書の採択の周期について

・今回検定に合格した教科書について（令和 6 年 3 月時点の点数で計 1 0 0 点）

・専門調査（市町村教育委員会に指導・助言・援助の役割として送付する資料）について

発行者ごとに比較検討がしやすく分かりやすいものにするということが必要である。
客観性を高めるための補助資料を盛り込みたいと考えている。

・専門調査について

本日も審議いただく基本方針及び選定資料のための調査項目を基に、十分な人数や時間をかけて調査研究を行い、適切かつ公正な採択の確保を徹底できるように採択事務を行う。また、調査研究を行った結果については、次回（6 月 4 日）の選定審議会で委員の皆様へ審議をいただくこととなっている。審議後、最終的に答申を頂き、その後、承認いただいた選定資料を各市町村教育委員会等に送付する。

事務局（特別支援教育課）より、学校教育法附則第 9 条の規定による一般図書採択事務について、以下のとおり説明を行った。

・学校教育法附則第 9 条の規定について

学校においては、学校教育法第 3 4 条、第 4 9 条、第 6 2 条、第 8 2 条により、文部科学省検定済教科用図書、又は文部科学省が著作の定義を有する教科用図書の使用が義務付けられている。その例外として、高等学校、特別支援学校及び小中義務教育学校の特別支援学級において、検定教科書又は著作教科書が発行されていない特別な場合、又は、これらの教

科用図書を使用することが適当でない場合において、検定教科書及び著作教科書以外の図書を使用することができることが、学校教育法附則第9条に規定されている。

- ・学校教育法施行規則第131条について

特別支援学校では、学校教育法施行規則第131条第2項で、特別の教育課程による場合において、検定教科書又は著作教科書を使用することが適当でない場合には、当該学校の設置者の定めるところにより、他の適当な教科用図書を使用することができると定められている。また、小中義務教育学校の特別支援学級についても、同規則、第139条において同様の規定がなされている。

- ・ 現在、県立特別支援学校及び小中義務教育学校の特別支援学級においては、児童生徒の障害の状態や程度も多様であり、特別の教育課程を編成している場合には、当該学年以下の検定教科書を使用したり、さらにそれらの教科書が適切でない、主に知的障害のある児童生徒については、絵本など市販されている一般図書を使用したりすることができるため、県教育委員会では本審議会の意見を聞き、十分な調査研究を行い、適切な教科用図書を採択する必要がある。

- ・ 一般図書については、毎年採択替えができることになっている。これに関する関係法規は、義務教育学校諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条に示されている。

- ・ 現在、県立特別支援学校の小・中学部で選択することのできる学校教育法附則第9条の規定による一般図書は589冊である。これらについては、既にこれまでに調査研究を行い、これまでの選定審議会で審議を頂いた図書であるため、令和7年度教科用図書として積み上げていく予定である。

- ・ 令和7年度用として新たに調査を行う「一般図書の一覧」を示している。特別支援学校からの希望を中心に、合わせて10冊についての調査を行い、本選定審議会においてご意見を頂きたい。

(会長) 事務局から説明があったことについて、質問をお願いします。

(委員) デジタル教材の取扱いについて聞きたい。

(事務局：小中学校課)

文部科学省から示されている教科書の採択事務の事務処理には、「教科書採択は紙の教科書を決定する行為」とあり、調査、検討の対象は紙の教科書が基本であるとされている。本年度採択される英語の教科書については、紙の教科書と併せてデジタル教科書が配布されることになっている。また、英語のデジタル教科書については見本が一部提供される。そのため、英語の学習者用デ

デジタル教科書については、補助資料にデジタル教科書の特徴を示すよう考えている。

8. 令和7年度以降に使用する中学校教科用図書及び学校教育法附則第9条の規定による一般図書選定資料作成に関する諮問

事務局より、諮問文を読み上げ、会長に手渡した。

9. 審議

事務局より、採択基準及び選定に必要な資料の作成について、提案を行った。

(事務局：小中学校課)

- ・ 令和7年度以降に中学校において使用する教科用図書及び学校教育法附則第9条の規定による一般図書選定資料作成基本方針について説明。(以下、1及び2は基本方針の内容。)

1 基本条件

選定される教科用図書は、教育基本法に定める教育の目的、目標並びに学校教育法に定める学校の目的及び教育の目標に基づき、我が国の現状と伝統について正しい理解に導くとともに、政治や宗教に対し公正であり、自主性を培い、人間性豊かな児童生徒の育成に役立つ内容であること。

2 必要条件

- (1) 学習指導要領の総則に示された教育課程編成の一般方針や各教科の目標・内容等を適切に反映するように、十分な配慮がなされていること。
- (2) 内容や表現等に偏りがなく、全体として調和が取れ、基礎的・基本的な知識・技能を習得させるとともに、思考力・判断力・表現力等を育成するための質・量両面の充実がなされていること。
- (3) 児童生徒が主体的に学習に取り組むための配慮・工夫がなされていること。
- (4) 内容、表現、分量、配列などが児童生徒の心身の発達段階に適応していること。

- ・ 選定資料(中学校 教科)のための調査項目についての説明。

学習指導要領に基づき、作成している。

1は、学習指導要領における教科、学年と目標等を示している。

2は、調査対象となる教科書冊数と発行者を示している。

3は、選定資料のための調査項目である。(1) 編集の方針は、発行者が教科用図書を編集する際の編集の方針や編集の観点について見られる特徴や留意点を示す。(2) 内容は、「主体的に学習に取り組むための工夫」「言語活動の充実を図るための工夫」「情報活用能力の育成を図るための工夫」「教科等横断的な学習の充実のための工夫」の4項目で調査したいと考えている。

次に、教科書発行者ごとに、調査項目に基づいて調査したことを文書でまとめることを考えている。

続いて補助資料（総括）については、客観性を高めるため、数値データ等を含んだ内容を盛り込むことを考えている。各教科の特徴が取り上げられているページがどれだけあるかということ进行调查していきたいと考えている。

最後に、令和7年度以降に使用する高知県立中学校教科用図書採択基準（案）について。採択は県教育委員会が行うが、令和7年度以降に中学校において使用する教科用図書及び学校教育法附則第9条の規定による一般図書選定資料作成基本方針を適用し、採択基準としたい。

（事務局：特別支援教育課）

・学校教育法附則第9条の規定による義務教育書学校における一般図書選定資料のための調査項目についての説明。

- 1 学習指導要領に示された各教科の目標・内容に合っている。
- 2 児童生徒一人一人の教育課程に適合した教材としての特性が明確であること。

また、調査対象が絵本などの一般図書であり、その種類等多岐にわたることから、3として（1）から（4）の留意点を挙げている。

- （1）児童生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）のものであること。
- （2）可能な限り系統的に編集されるとともに、教科の目標に沿う内容を持つ図書が適切であり、特定の題材若しくは一部の分野しか取り扱っていない参考書、図鑑類、問題集等の図書は適切でないこと。
- （3）上学年で使用する事となる教科書との関連性を考慮するとともに、図書の間の系統性にも配慮すること。
- （4）価格については、教科書無償給与予算との関連から、高額なものに偏らないこと。

・選定資料作成についての説明。

調査項目に基づき調査した内容を「1 内容構成について 2 表現・印刷について 3 総合所見」の3点にまとめて表記をする。

（会長）

審議を行う。

基本方針及び調査項目並びに補助資料についてのご意見を願います。

（委員）

基本条件の必要条件にある質・量両面の充実がなされているかどうかを測るために、二次元コードが1冊の教科書の中に幾つあるか、又、二次元コードを読み込むとどうなるのかといったことについての調査はなされるのか。

(事務局：小中学校課)

二次元コードで参照させていく内容については教科書そのものではなく、教材の扱いになっていることから、二次元コードの数及び内容については、教科共通して調査をすることは考えていない。

(会長)

二次元コードの中身そのものが教科書という扱いではないため、調査の項目として別個で扱うことは考えていないということでよいか。

(委員)

承認

(委員)

一般図書選定のための調査項目について。調査に当たっての留意点の（２）に、「可能な限り系統的に編集されるとともに、教科の目標に沿う内容をもつ図書が適切であり、特定の題材もしくは一部の分野しか取り扱っていない参考書、図鑑類、問題集等の図書は適切でないこと。」とある。このことについて説明をいただきたい。

(事務局：特別支援教育課)

文部科学省の通知や県の調査項目には、特定の題材や一部の分野しか取り扱っていない図鑑類は適切でないといったことがある。しかし、これまで文部科学省の一般図書一覧に図鑑と書かれているものが実際に含まれていた。これは、実際に調査を行った上で、特定の題材や一部の分野しか取り扱っていないといったものではなく、教科の目標に合う内容であるかどうかを調査した上では教科用図書として使用できるとなっている。今回の調査で、そのところを確認していくことになる。

(委員)

承認

(会長)

最後に、令和７年度以降に使用する高知県立中学校教科用図書の採択基準案を承認してよろしいか。

(委員全員)

承認。

(会長)

承認いただいた。

それでは、事務局からの提案どおり選定資料作成基本方針及び選定のための調査項目にのっと

り専門調査を実施する。

1 0．教科用図書専門調査員の設置及び専門調査員の推薦

教科用図書専門調査委員の推薦について、事務局案が提案され、承認された。

(異議なし)

1 1．会長挨拶

1 2．高知県教育委員会挨拶

1 3．閉会